

役員報酬規程

社会福祉法人むげんのかのうせい

社会福祉法人むげんのかのうせい 役員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人むげんのかのうせい（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 週平均2日以上業務にあたる常勤役員等については、月額報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬等を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額
- (2) 職務のため出張したときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は支給しないものとする。ただし、施設業務日以外のものは除く。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 月額報酬の支給計算の期間は毎月1日から月末までとし、報酬の支給日は翌月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは前日に繰り上げて支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬等は、当該会議等に出席した都度支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときにはこれを切り捨てる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定めることとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月28日より施行する。

2. この規程は、令和3年4月1日より改定する。